短期入所生活介護

介護予防短期入所生活介護

利用契約書

重要事項説明書

社会福祉法人春光会

ショートステイ「凪の郷」

指定（介護予防）短期入所生活介護 利用契約書

指定短期入所生活介護サービスを利用するに当たり、重要事項の説明及び重要事項説明書の交付を受けて、下記の通り契約を締結します。

（目的）

第１条　社会福祉法人春光会（以下「事業者」という。）が開設するショートステイ「凪の郷」（以下「事業所」という。）は、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が、要支援、要介護状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、第５条及び第６条に定める指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。

２　事業所が、利用者に対して実施する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの内容は、別紙『重要事項説明書』及び（介護予防）短期入所生活介護計画書に基づき行います。

３　利用者は、第 19 条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（契約期間）

第２条　契約期間は令和　　年　　月　　日から、利用者の要支援又は要介護認定の有効期間までとします。

２　契約満了日の7日前までに、利用者又は代理人から事業所に対して、文書により契約終了の申し出が無い場合には、本契約は更新されるものとします。

（居宅介護支援事業所との連携）

第３条　事業所は、サービス提供に当たり、居宅介護支援事業所及び他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する機関等との綿密な連携に努めます。

２　事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を書面により希望する場合は、速やかに居宅介護支援事業所への連絡調整等の援助を行います。

（(介護予防）短期入所生活介護計画の作成・変更）

第４条　事業所は、利用者が連続して4日以上利用の場合、日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、居宅サービス計画（ケアプラン）に沿って「(介護予防）短期入所生活介護計画」を作成します。ただし、緊急にサービスが必要な場合は、居宅サービス計画等が作成される前であっても、サービスの提供を行います。

2　前項の（介護予防）短期入所生活介護計画は、利用者又は代理人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

3　（介護予防）短期入所生活介護計画には、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、（介護予防）短期入所生活介護サービスの目標及びその達成時期、（介護予防）短期入所生活介護サービスの内容、（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する上での留意事項を記載します。

4　事業所は、利用者又は代理人が書面によりサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が居宅サービス計画の範囲内で可能なときは、速やかに（介護予防）短期入所生活介護計画の変更等の対応を行います。

5　利用期間が４日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

6　事業所は、「(介護予防）短期入所生活介護計画」を作成又は変更した場合には、利用者又は代理人に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険給付対象サービス）

第５条　事業所は、介護保険給付対象サービスとして、(介護予防）短期入所生活介護計画の作成、介護、食事、機能訓練、健康管理、相談及び援助を提供するものとします。

（介護保険給付対象外のサービス）

第６条　事業所は利用者又は代理人との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

一　教養娯楽設備等の提供、レクリエーション行事、クラブ活動

二　理美容サービス

三　インフルエンザ等感染症予防対策

四　利用者の移送

五　テレビの貸出

六　電気使用料

七　介護保険給付の支給限度額を超えるサービス等の提供

2　前項の他、事業所は、別紙重要事項説明書記載のサービスを介護保険給付対象外サービスとして提供するものとします。

3　前２項のサービスについて、その利用料金は利用者又は代理人が支払うものとします。

4　第１項の費用の額は別紙重要事項説明書「５　利用料等」に記載した通りです。

5　事業所は第１項及び第２項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（利用者等への説明）

第７条　事業所は、本契約に基づいて代理人に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

2　代理人は、本契約に基づいて事業所から行われる前項の説明及び報告等について、利用者の家族等へ説明を行うよう努めるものとします。

（運営規程の遵守）

第８条　事業所は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

2　本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業所、利用者又は代理人ともに遵守するものとし、事業所がこれを変更する場合は、利用者又は代理人に対して事前に説明することとします。

3　利用者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（サービス利用料金の支払い）

第９条　事業所は、利用者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下「介護保険給付額」という。）の限度において、市町村から支払いを受けます。

2　利用者が第５条に定めるサービスを受けたとき、利用者又は代理人は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の介護保険の自己負担割合に応じた額に居住費、食費を加えた額）を事業所に支払うものとします。ただし、要介護認定を受けていない場合には、利用者又は代理人はサービス利用料金を全額いったん支払うものとします（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い））。

3　第６条に定めるサービスについては、利用者又は代理人は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業所に支払うものとします。

4　前２項の他、利用者又は代理人は利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代・洗濯代を除く）を事業所に支払うものとします。

5　事業所は、当月の利用者負担金の請求に明細を付して、翌月 10 日以降に利用者に請求し、利用者又は代理人はこれを翌月 20 日までに事業所が指定する方法で支払うものとします。

（利用料金の変更）

第10条　前条第１項及び第２項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

2　前条第３項及び第４項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業所は、利用者又は代理人に対して事前に説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。

3　利用者又は代理人は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

（事業所及び従業者の義務）

第11条　事業所及び従業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体の確保に配慮するものとします。

2　事業所は、利用者の体調・健康状態からみて必要がある場合には、事業所の医師若しくは看護職員又は主治医と連携し、利用者又は代理人からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3　事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

4　事業所及び従業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。

5　事業所は、利用者の心身の状況等を適宜、代理人に報告し、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

6　事業所は、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それをサービス完結の日より２年間保管し、利用者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧出来ることとします。

（利用日の中止・変更・追加）

第12条　利用者は、利用期日前において、(介護予防) 短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更することができます。この場合には、利用者はサービス実施日の前日までに事業所に申し出るものとします。又、サービスの利用を追加することもできます。

2　利用者が、利用当日に利用の中止を申し出た場合、又は申し出なく利用を中止された場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業所にお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3　事業所は、第１項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満員で利用者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日を利用者に提示して協議するものとします。

（守秘義務等）

第13条　事業所及び従業者は、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供するうえで知り得た利用者又は代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

2　事業所は、従業者が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

3　事業所は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

4　利用者は、居宅介護支援事業所やサービス担当者会議等必要な機関に対し、事業所が必要と認めた情報提供については、本契約締結時に同意したものとします。

（利用者の事業所利用上の注意義務等）

第14条　利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

2　利用者又は代理人は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業所及び従業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業所は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

3　利用者又は代理人は、利用者が居室及び事業所の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

4　利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者又は代理人と事業所との協議により、居室又は共用設備の利用方法等を決定するものとします。

（禁止行為）

第 15 条　利用者及び代理人は、事業所内で次の各号に該当する行為してはいけません。

一　従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

二　事業所内での金銭及び食物等のやりとり

三　従業者に対する贈物や飲食のもてなし

四　従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力

五　その他決められたもの以外の物の持ち込み

（損害賠償責任）

第 16 条　事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者又は代理人に生じた損害について賠償する責任を負います。第 12 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合などには、損害賠償責任を減ずることができるものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第17条　事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

一　利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

二　利用者又は代理人が、利用者へのサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

三　利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合

四　利用者又は代理人が、事業所又は従業者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

（事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第18条　事業所は、契約の有効期間中、地震・洪水・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

2　前項の場合に、事業所は、利用者又は代理人に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス料金の支払を請求できるものとします。

（契約の終了事由）

第19条　利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

一　利用者が死亡した場合

二　要支援、要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合

三　事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

四　事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合

五　事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六　第 20 条から第 22 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（利用者又は代理人からの中途解約）

第20条　利用者又は代理人は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者又は代理人は契約終了を希望する日の14日前までに事業所に通知するものとします。

2　利用者又は代理人は、第８条第３項、第10条第３項の場合及び利用者が入院した場合、または利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合には、本契約を即時に解約することができます。

3　利用者又は代理人が第１項の通知を行わずに、利用者が居室から退去した場合には、事業所は、利用者又は代理人に解約の意思を確認するものとします。

4　前項において、利用者又は代理人が解約の意思を表明した場合、その意思を表した日をもって、本契約は解約されたものとします。

（利用者又は代理人からの契約解除）

第21条　利用者又は代理人は、事業所若しくは従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　事業所若しくは従業者が正当な理由なく本契約に定める（介護予防）指定短期入所生活介護サービスを実施しない場合

二　事業所若しくは従業者が第13条に定める守秘義務に違反した場合

三　事業所若しくは従業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業所が適切な対応をとらない場合

（事業所からの契約解除）

第22条　事業所は、利用者又は代理人が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　利用者又は代理人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二　利用者又は代理人による、第９条第１項から第４項に定めるサービス利用料金の支払いが３月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払われない場合

三　利用者又は代理人が、故意又は重大な過失により事業所又は従業者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四　入所者が契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認める場合

五　入所者又はその家族等のハラスメント行為や問題行為により、この契約を継続することが困難と認められた場合

２　前項の規定による契約の終了後、退所までに事業所が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者負担とし、利用者又は代理人は事業所からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

（契約の終了に伴う援助）

第 23 条　事業所は、契約の解除又は終了が決定したときは、事前に居宅介護支援事業所に対する情報の提供を行うとともに、その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供者等と連携し、利用者に対して必要な援助を行います。

（残置物の引取等）

第 24 条　事業所は、本契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、利用者又は代理人にその旨連絡するものとします。

２　利用者又は代理人は、前項の連絡を受けた後２週間以内に残置物を引き取るものとします。ただし、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業所にその旨連絡するものとし、事業所は、相当な理由があると認めた場合はその期間を猶予するものとします。

３　事業所は、前項ただし書の場合を除いて、利用者又は代理人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を利用者又は代理人に引き渡すものとし、利用者及び代理人がこれを引き取らない場合には、利用者は残置物について所有権を放棄し、事

業所は任意の方法で売却、廃棄その他の処分を行うことができることとします。ただし、その引き渡し又は処分に係る費用は利用者の負担とし、利用者又は代理人は事業所からの請求があり次第直ちにこれを支払うこととします。

（連帯保証人等）

第 25 条　連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

2　前項の連帯保証人の負担は、極度額 60 万円を限度とします。

3　連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したとき、もしくは連帯保証人が破産手続開始決定を受けたときに、確定するものとします。

4　事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

5　連帯保証人が死亡または破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

6　連帯保証人は、身元保証人を兼ねるものとします。

7　身元保証人は、利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の残置物を利用者又は代理人が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分に係る費用を負担するものとします。

（苦情対応）

第 26 条　事業所は、その提供したサービスに関する利用者又は代理人からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

（協議事項）

第27条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業所は利用者及び代理人と誠意をもって協議するものとします。

指定（介護予防）短期入所生活介護　重要事項説明書

指定短期入所生活介護の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1　事業の目的と運営方針

社会福祉法人春光会（以下「事業者」という。」が開設するショートステイ凪の郷（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）要支援・要介護状態にある利用者に対し、意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所生活介護サービスを提供することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2　事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人春光会
所在地	〒811-1244　福岡県那珂川市大字山田1115-1
代表者	理事長　呉　豊子
設立年月日	令和2年4月1日
電話番号	092-408-9792

3　事業所の概要

(1)　事業所の概要

事業所	ショートステイ「凪の郷」
指定番号	4073700926
所在地	〒811-1244　福岡県那珂川市大字山田1115-1
管理者	安東　俊延
開設年月日	令和3年12月1日
電話番号	092-408-9792
ＦＡＸ番号	092-408-9793
通常の送迎の実施地域	那珂川市全域、春日市全域、福岡市南区全域、大野城市全域

(2)　設備の概要

居室	20室　　１人部屋（20室）
食堂	10室　　利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂等を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を備えます。

浴室	13室　　一般浴槽、特殊浴槽。
洗面設備	96箇所　利用者が使用しやすい適切な洗面設備を設けます。
便所	101室　　必要に応じて各階各所に設けます。
医務室	3室　　利用者を診察するために必要な医薬品及び医療機器を備えます。
機能訓練室	1室　　利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
面談室	4室　　相談等を行えます。
その他	以下の設備を設けています。 ・調理室 ・洗濯室 ・汚物処理室 ・介護材料室

(3)　事業所の従業者体制

	職務の内容	員数
管理者	業務の一元的な管理	1名
医師	利用者の健康管理及び療養上の指導	1名以上
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1名以上
介護職員	介護業務	8名以上
看護職員	健康管理・口腔衛生・保健衛生管理	2名以上
管理栄養士又は栄養士	食事の献立作成、栄養計算、栄養指導	1名以上
機能訓練指導員	機能訓練等の指示・助言	1名以上
その他の従業者		必要数

(4)　営業日と定員

営業日	月曜日から日曜日まで
定員	20名

4　サービスの概要

(1)　介護保険給付対象サービス

次のサービスについては、居住費・食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5　利用料等」をご確認ください。

①　短期入所生活介護計画の作成

利用期間が連続して4日間以上の場合、利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容を利用者又は代理人に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。利用期間が4日間未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業所等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行います。

② 介護

利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。

ア 適切な方法により、一週間に２回以上、入浴又は清拭を行います。

イ 適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行います。

ウ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えます。

エ 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。

オ 常時１人以上の介護職員を介護に従事させます。

カ 利用者の負担により、従業者以外の者による介護を受けさせることはありません。

③ 食事

栄養並びに利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

ア 朝食　8時00分～

イ 昼食　12時00分～

ウ 夕食　17時00分～

④ 機能訓練

機能訓練指導員により、利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

⑤ 健康管理

医師及び看護職員により、日常の健康相談や定期的な血圧・体重測定など、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて、健康保持のための適切な措置を行います。

⑥ 相談及び援助

常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はご家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

(2)　介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は代理人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

① 教養娯楽設備等の提供、レクリエーション、クラブ活動

利用者又は代理人の希望により、教養娯楽設備等を提供し、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

② 理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

③ インフルエンザ等感染症予防対策

利用者及び代理人、ご家族の意向を確認し、インフルエンザ等感染症の予防接種を行います。

④ テレビの貸出

テレビ1台　レンタル料　50円/日

⑤ 電気使用料

特定の家電品の使用を希望される場合　50円/日

⑥　介護保険給付の支給限度額を超えるサービス等の提供

施設独自の金額設定にて1日5,000円（介護費+居住費）及び食費1,800円（3食）でサービスをご利用いただけます。

5　利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1)　基本部分

			単位数/日（1単位10.33円）	費用額/日〈10割〉	利用者負担額/日			連続61日以上利用の場合単位数/日
					1割	2割	3割	
ユニット型（併設型）	併設型ユニット型（介護予防）短期入所生活介護費	要支援1	529単位	5,464円	547円	1,093円	1,640円	-
		要支援2	656単位	6,776円	678円	1,356円	2,033円	-
		要介護1	704単位	7,272円	728円	1,455円	2,182円	670単位
		要介護2	772単位	7,974円	798円	1,595円	2,393円	740単位
		要介護3	847単位	8,749円	875円	1,750円	2,625円	815単位
		要介護4	918単位	9,482円	949円	1,897円	2,845円	886単位
		要介護5	987単位	10,195円	1,020円	2,039円	3,059円	955単位

(2)　加算・減算

介護保険給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者負担額を変更します。また上記基本サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

【加算・減算名】	単位数	費用額〈10割〉	利用者負担額		
			1割	2割	3割
①　夜間勤務条件基準を満たさない場合の減算	所定単位の3％減				
②　定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算	所定単位の30％減				
③　ユニットケアにおける体制の未整備減算	所定単位の3％減				
④　身体拘束廃止未実施減算	所定単位の1％減				
⑤　高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位の1％減				
⑥　業務継続計画未策定減算	所定単位の1％減				
⑦　共生型短期入所生活介護を行う場合の取扱いの減算	所定単位の8％減				

⑧ 生活相談員配置等加算		13 単位/日	130 円	13 円	26 円	39 円
⑨ 生活機能向上連携加算	（Ⅰ）	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
	（Ⅱ）	200 単位/月	2,000 円	200 円	400 円	600 円
※個別機能訓練加算を算定している場合	（Ⅱ）※	100 単位/月	1,000 円	100 円	200 円	300 円
⑩ 専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）		12 単位/日	123 円	13 円	25 円	37 円
⑪ 個別機能訓練加算		56 単位/日	578 円	58 円	116 円	174 円
⑫ 看護体制加算	（Ⅰ）	4 単位/日	41 円	5 円	9 円	13 円
	（Ⅱ）	8 単位/日	82 円	9 円	17 円	25 円
⑬ 医療連携強化加算		58 単位/日	599 円	60 円	120 円	180 円
⑭ 看取り連携体制加算		64 単位/日	661 円	67 円	133 円	199 円
⑮ 夜勤職員配置加算	（Ⅱ）	18 単位/日	185 円	19 円	37 円	56 円
⑯ 認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 単位/日	2,066 円	207 円	414 円	620 円
⑰ 若年性認知症利用者受入加算		120 単位/日	1,239 円	124 円	248 円	372 円
⑱ 利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）		184 単位/片道につき	1,900 円	190 円	380 円	570 円
⑲ 緊急短期入所受入加算		90 単位/日	929 円	93 円	186 円	279 円
⑳ 長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）		-30 単位/日	-300 円	-30 円	-60 円	-90 円
㉑ 口腔連携強化加算		50 単位/回	516 円	52 円	104 円	155 円
㉒ 療養食加算		8 単位/回	82 円	9 円	17 円	25 円
㉓ 在宅中重度者受入加算	（1）	421 単位/日	4,210 円	421 円	842 円	1,263 円
	（2）	417 単位/日	4,170 円	417 円	834 円	1,251 円
	（3）	413 単位/日	4,130 円	413 円	826 円	1,239 円
	（4）	425 単位/日	4,250 円	425 円	850 円	1,275 円
㉔ 認知症専門ケア加算	（Ⅰ）	3 単位/日	30 円	3 円	6 円	9 円
	（Ⅱ）	4 単位/日	40 円	4 円	8 円	12 円
㉕ 生産性向上推進体制加算	（Ⅰ）	100 単位/月	1,033 円	104 円	207 円	310 円
	（Ⅱ）	10 単位/月	103 円	11 円	21 円	31 円
㉖ サービス提供体制強化加算	（Ⅱ）	18 単位/日	185 円	19 円	37 円	56 円
	（Ⅲ）	6 単位/日	61 円	7 円	13 円	19 円
㉗ 介護職員等処遇改善加算	（Ⅰ）ロ	1 月につき所定単位数の 17.6%				
	（Ⅱ）ロ	1 月につき所定単位数の 17.2%				

※看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）は、ユニット型短期入所生活介護（要介護1～5）利用時に加算されます。
介護予防短期入所生活介護（要支援1・2）利用時には加算されません。

※夜勤職員配置加算は、ユニット型短期入所生活介護（要介護1～5）利用時に加算されます。介護予防短期入所生活介護（要支援1・2）利用時には加算されません。

① 夜勤職員の勤務条件が基準を満たさない場合の減算

人員基準上満たすべき夜勤職員の員数を下回る配置を行った場合に一定割合を減算

② 定員超過又は職員欠如に該当する場合の減算

事業所の利用定員を上回る利用者の利用又は事業所の看護職員及び介護職員の人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に一定割合を減算

③ ユニットケアにおける体制の未整備減算

日中の時間帯における介護又は看護職員の配置およびユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置していない場合

④ 身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化を図るための措置＊が講じられていない場合

＊身体拘束等の適正化を図るための措置

・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること

・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催すると共に、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること

・身体拘束等の適正化のための指針を整備すること

・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること

⑤ 高齢者虐待防止措置未実施減算

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

⑥ 業務継続計画未策定減算

感染症や非常災害の発生時において業務継続計画（利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画の策定や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画）を策定していない、又は業務継続計画に従って必要となる措置を講じていない場合

⑦ 共生型短期入所生活介護を行う場合の取扱い（併設型短期入所生活介護事業所限定）

共生型居宅サービス事業を行う指定短期入所事業者が共生型短期入所生活介護を行う場合に一定割合を減算

⑧　生活相談員配置等加算

共生型短期入所生活介護の指定を受ける事業所が生活相談員を配置し、地域に貢献する活動を行っている場合

⑨　生活機能向上連携加算

自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、外部のリハビリ専門職と連携し、訓練を実施した場合

⑩　専従の機能訓練指導員を配置している場合（機能訓練体制加算）

常勤専従の機能訓練指導員を１名以上配置している場合。

⑪　個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑫　看護体制加算

常勤の看護師配置と、一定以上の看護師配置をしている場合

⑬　医療連携強化加算

看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定した上で、予め協力医療機関を定め、緊急時等の対応方法について取り決めをしている場合

⑭　看取り連携体制加算

看護体制加算を算定した上で、事業所で看取りを行う体制を整えている場合

⑮　夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

⑯　認知症行動・心理症状緊急対応加算

医師により、認知症の行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であり、緊急的な短期入所生活介護が必要であると判断された者に対しサービスを行った場合

⑰　若年性認知症利用者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑱　利用者に対して送迎を行う場合（送迎加算）

利用者自宅と事業所間の送迎を行う場合

⑲　緊急短期入所受入加算

居宅サービス計画において計画されていない緊急的な受け入れを行った場合

⑳　長期利用者に対して短期入所生活介護費を提供する場合（長期利用減算）

連続 30 日を超えて同一の短期入所生活介護事業所を利用している場合

㉑　口腔連携強化加算

事業所が利用者の口腔の健康状態の評価を実施し、歯科医療機関及び介護支援専門員に評価結果を提供しており、歯科医療機関との相談体制の確保についても文書等で取り交わされている場合

㉒　療養食加算

療養食の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されており、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われている場合

㉓　在宅中重度者受入加算

利用者が利用している訪問看護事業所が、当該利用者の健康上の管理を行う場合

㉔　認知症専門ケア加算

認知症自立度Ⅲ以上の利用者の割合が 50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 人以上、②20 人以上の場合は 10 人ごとに 1 人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的に開催している場合

㉕　生産性向上推進体制加算

介護ロボットや ICT 等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行う場合

㉖　サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等、経験豊富な職員を一定の割合配置している場合

㉗　介護職員等処遇改善加算

介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした施設に対して支給される

(3)　その他の費用

①　食事の提供に要する費用

ア　基本料金　1 日当たり　1,800円

（朝　419円、昼　705円、夕　676円）

イ　入所・退所時等における食費の負担額

入所・退所の日においては、実際に摂った食事ごとの料金とします。ただし、その額がアに定める額を下回った場合はその額とします。なお、終日利用する場合には、

特別な場合を除いて実際に摂った食数にかかわらず１日の額とします（全ての食事を摂らない場合を除く。）

② 滞在に要する費用

基本料金　入所・退所の時間にかかわりなく１日当たり　2,066円

③ 理美容代

訪問理美容等との提携により実費でのご請求となります。

④ その他

ア　その他

・利用者の嗜好品の購入、レクリエーションやクラブなど行事への参加費など諸々費用
実費（材料代等の実費をご負担いただきます。）

・サービス提供に関する記録の複写物に関する実費額
１複写につき10円（カラーの場合は30円）

・インフルエンザ等感染症予防接種
実費をご負担いただきます。

・テレビの貸出
テレビ1台　レンタル料　50円/日

・電気使用料
特定の家電品の使用を希望される場合　50円/日

・介護保険給付の支給限度額を超えるサービス等の提供
施設独自の金額設定にて1日5,000円（介護費+居住費）及び食費1,800円（3食）でサービスをご利用いただけます。

イ　キャンセル料

計画に位置づけられた利用日を中止した場合には、次のキャンセル料を申し受けます。

・利用前日までに利用中止のご連絡を頂いた場合　無料

・利用当日に利用中止のご連絡を頂いた場合（連絡のない場合を含む）　居住費+食費

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

6　利用料金のお支払方法

利用料は、１月ごとに計算し、翌月の 17 日までにご請求いたしますので、請求された月の 20 日までに、利用者又は代理人の銀行口座からの自動引き落としをさせていただきます。

7　サービスの中止、変更、追加

① 利用予定日の前に、利用者又は代理人の都合により、指定短期入所生活介護の利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

② 利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として、５利用料等の（3）④イに記載の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

8　代理人等について

(1)　事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

① 代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

② 代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

③ 連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2)　代理人の職務は、次の通りとします。

① 利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第４条に定める同意又は要請、同第８条３項、第10条３項、第20条１項、第21条１項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。

② 利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

(3)　連帯保証人の職務は次の通りとします。

利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。

(4)　身元保証人の職務は、次の通りとします。

利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品（残置物）を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。

(5)　連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。

① 連帯保証人の負担は、極度額60万円を限度とします。

② 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

③ 事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。

④ 連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9　サービス利用に当たっての留意事項

(1) ご来所の際

① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。

② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

① 従業者又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと

② 事業所内での金銭及び食物等のやりとり

③ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし

④ 従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力

⑤ その他決められた以外の物の持ち込み

10　緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

11　非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12　事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13　身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14　高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います

15　守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16　苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室　窓口担当者：長野　智洋（生活相談員）

ご利用時間：月～日曜日　8時00分～17時00分

ご利用方法　　電話　092-408-9792

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

那珂川市役所	担当窓口	高齢者支援課
	電話番号	092-953-2211
春日市役所	担当窓口	春日市高齢課
	電話番号	092-558-1205
大野城市役所	担当窓口	長寿支援課
	電話番号	092-580-1916
福岡市南区役所	担当窓口	地域保健福祉課
	電話番号	092-559-5132
福岡県国民健康保険団体連合会	担当窓口	介護保険課
	電話番号	092-642-7859

※第三者委員

氏名　臼井　航太（行政書士）	電話番号　080-9108-1895

公平中立な立場で、苦情を受け付け相談にのっていただける委員です。

17　協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名称　ごう脳神経外科クリニック

住所　福岡県那珂川市山田1150-1

名称　福岡脳神経外科病院
住所　福岡県福岡市南区日佐5丁目3番15号

名称　夫婦石病院
住所　福岡県福岡市南区桧原853-9

名称　南福岡脳神経外科病院
住所　福岡県福岡市南区日佐5丁目2番23号

【協力歯科医療機関】
名称　しらきはら歯科医院
住所　福岡県福岡市南区4-3-8

◇緊急時の連絡先
なお、緊急の場合には、署名欄にご記入いただいた連絡先に連絡します。

18　損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

利用に際してご理解いただく内容に係る同意書

当施設は、日常生活の支援や活動性ある生活をお過ごしいただくための福祉施設です。そのため、以下の事柄に関しまして事前にご理解いただき、了承された上で、ご入所を決定して頂きますようお願い申し上げます。

（1） 転倒・転落について

施設内では、歩行中（歩行器・杖なども含む）の転倒や、車椅子やベッドからの転落等が起こることがあります。法定基準に則った職員配置を実施していますが、介護支援を行う中で目が届かない状況もあり、転倒・転落等によりお怪我につながることがあります。

（2） その他の怪我について

皮膚の弱い方は些細な接触で皮膚剥離を起こし、骨の脆い方は日常生活の動作の中でも骨折され、原因や状況が不明な怪我をされることがあります。

（3） 誤嚥による障害について

ご高齢の方は食べ物を噛む力や飲み込む力が弱くなり、誤嚥を起こすことがあります。誤嚥に伴って肺炎を引き起こすことがあります。

（4） 感染症について

ご利用者がインフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス、疥癬等に感染する場合があります。感染の拡大を防ぐために、入浴の制限や居室移動していただくことがあります。状況によって、ご家族の面会をお断りする場合があります

（5） 物品の紛失について

金品や貴重品、衣類等が紛失する場合があり得ます。当施設は外部のクリーニングサービスを利用しており、また金品の預かりを行っておりません。金銭や高価な物の持ち込みはお控えいただき、衣類等の日常品には名前の明記をお願いいたします。

（6） 救急対応と提供医療機関について

救急車による病院への搬送を依頼した際に、病院側の事情等により搬送が遅れる場合があります。また、施設と連携している医療機関でも、医療機関側（病院側）の事情等により入院できない場合もあります。

（7） 面会や食べ物の差し入れについて

面会や食べ物の差し入れは、感染予防と食中度予防の為、施設の定めたルールに沿っていただくことをご理解ください。

上記の説明を受けました。内容に同意し異論はありません。

利用者氏名：　　代理人氏名：　　（続柄）

個人情報利用ならびに写真使用に係る同意書

【個人情報利用範囲】

ご利用者及びそのご家族の個人情報利用については、解決すべき問題や課題など、情報を共有する場合、及び以下の場合に用いらせていただきます。

・適切なサービスを円滑に行うために、連携が必要な場合の情報共有のため
・サービス提供に掛かる請求業務などの事務手続きや管理運営のため
・緊急時の医師・関係機関への連絡のため
・ご家族及び後見人様などへの報告のため
・当社サービスの維持・改善にかかる資料および職員研修などにおける資料のため
・法令上義務付けられている、関係機関（医療・警察・消防等）からの依頼があった場合
・損害賠償責任などにかかる公的機関への情報提供が必要な場合
・特定の目的のために同意を得たものについては、その利用目的の範囲内で利用する

【広報誌等への写真の使用について】

写真は肖像権を含む大切なプライバシーであることから、写真使用について同意をいただきたくお願いいたします。なお、本書面の同意を得られないことをもって、事業所が必要なサービスを提供しない等の、利用契約およびサービス提供に影響を与えることはありません。

写真使用につきましては、以下の項目にそれぞれ○をご記入下さい。

① 通信広報誌「凪の郷新聞」への使用について　（同意します・同意しません）
② 施設のパンフレットの使用について　（同意します・同意しません）
③ 法人のホームページへの使用について　（同意します・同意しません）
④ その他の関係物（研修・宣伝等）への使用について　（同意します・同意しません）

上記の「契約書・重要事項説明書」の成立を証するために、「契約書及び重要事項説明書」3通を作成し、利用者、事業者及び身元引受人（連帯保証人）が記名のうえ、各自その１通を保有するものとします。また、「個人情報利用ならびに写真使用に係る同意書」に記載するところにより、利用者に関する個人情報、写真を使用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

所在地　　福岡県那珂川市大字山田1115-1
施設名　　ショートステイ「凪の郷」

施設長　　安東　俊延

説明者　（役職）　生活相談員　　（氏名）　長野　智洋

＜利用者（契約者）＞
住所

氏名

＜代理人＞
住所

氏名

電話番号

＜連帯保証人兼身元保証人＞
住所

氏名

電話番号